

# 大分県報

令和八年  
号外（三三）  
三月三十一日

（火曜日）

## 目次

### 企業局管理規程

大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の一部改正……………	一
大分県企業局就業規程の一部改正……………	一
大分県企業局会計規程の一部改正……………	四
大分県企業局に勤務する職員等の旅費に関する規程の一部改正……………	七
大分県企業局電子署名規程の全部改正……………	七
大分県企業局文書管理規程の一部改正……………	八
大分県企業局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部改正……………	八

### ○企業局管理規程

大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

大分県企業局長 渡 辺 淳 一

#### 大分県企業局管理規程第一号

#### 大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第十条第四項中「の日数」を「並びに就業規程第二条第六項及び第六条第四項において読み替えて準用する同条第三項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。

第十四条第二号中「以上」の下に「（満十八歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者にあつては、年額百五十万円以

上）」を加える。

第十六条第一項第二号中「円」の下に「及び通勤のため自動車又は原動機付自転車を利用し、かつ、駐車場その他の施設で企業局長が定めるもの（以下「駐車場等」という。）の利用に係る料金を負担することを常例とする職員（企業局長が定めるものに限る。）にあつては、支給単位期間につき五千円以内において企業局長が定める額」を加える。

第十七条第一項中「若しくは通勤方法を変更し」を「通勤方法若しくは第十六条第一項第二号に規定する駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し」に改める。

第十九条第一項中「週休日」の下に「又は勤務時間を割り振らない日」を加える。

第二十条第二項中「第七条第二項」を「第七条」に、同条第三項中「第十七条」を「第十二条第三項」に改める。

### 附則

#### （施行期日）

1 この規程は、令和八年四月一日から施行する。

（施行日前から駐車場等を利用している職員の届出）

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前から駐車場その他の施設（この規程による改正後の大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程（以下「改正後の給与規程」という。）第十六条第一項第二号に規定する「駐車場その他の施設で企業局長が定めるもの」をいう。）を利用して勤務する職員であつて、引き続き当該駐車場その他の施設を利用することにより施行日において同項の職員たる要件を具備するに至つた者は、改正後の給与規程第十七条第一項の規定の例により、その実情を届け出なければならぬ。

大分県企業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

大分県企業局長 渡 辺 淳 一

#### 大分県企業局管理規程第二号

#### 大分県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

大分県企業局職員就業規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「は、」の下に「休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき」を加え、同条第三項及び第四項中「かわらず、」の下に「休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき」を加え、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「前項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に

次の一項を加える。

6 企業局長は、職員（当該企業局長が定める職員を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、第三条第九項、第六条第一項若しくは第二項の規定による週休日のほか当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項本文の規定にかかわらず、当該企業局長の定めるところにより、職員の申告を経て、四週間を超えない範囲内で週を単位として当該企業局長が定める期間ごとの期間につき第一項に規定する勤務時間となるように、第三条第九項、第六条第一項若しくは第二項の規定による週休日のほか当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができ。

第二条の二第二号中「割り振らない日」の下に「（前条第六項及び第六条第四項において読み替えて準用する同条第三項の規定によるものを除く。）」を加える。

第三条第一項ただし書中「育児、介護、若しくは通勤に關し特別な事情があると認められる職員又は」を削り、同条第三項中「第二条第六項」を「第二条第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第二項の次に次の六項を加える。

3 企業局長は、勤務時間の割振り等（第二条第六項の規定による勤務時間を割り振らない日（同項の規定による勤務時間を割り振らない日をいう。第六条第五項を除き、以下同じ。）の設定又は勤務時間の割振りをいう。以下この項から第八項までにおいて同じ。）を行う場合には、第二条第六項の職員の申告（以下単に「申告」という。）を考慮しつつ、次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。この場合において、当該申告どおりの勤務時間の割振り等を行うことにより公務の運営に支障が生ずると認めるときは、別に企業局長の定めるところにより、当該申告と異なる勤務時間の割振り等を行うことができるものとする。

一 勤務時間を割り振らない日は、第六項に規定する単位期間（以下この号において「単位期間」という。）をその初日から一週間ごとに区分した各期間（単位期間が一週間である場合にあっては、単位期間）につき一日を限度とすること。

二 勤務時間は、一日につき四時間以上十二時間以下とすること。

三 前二号の規定にかかわらず、休日その他企業局長の定める日については、七時間四十分の勤務時間を割り振ること。

四 月曜日から金曜日までの午前十時から午後三時までの時間帯は、休憩時間を除き、この項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。

五 始業の時刻は午前七時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定すること。

4 申告は、前項に定める基準に適合するように、希望する勤務時間を割り振らない日並びに始業及び終業の時刻並びに第六項各号のいずれに該当する職員として申告をするかを明らかにしてしなければならない。

5 企業局長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、勤務時間の割振り等を変更することができる。

一 申告があつた場合において、当該申告どおりに変更するとき。

二 勤務時間の割振り等を行った後に生じた事由により、当該勤務時間の割振り等の変更を行わなければならない公務の運営に支障が生ずると認める場合において、企業局長の定めるところにより変更するとき。

6 第二条第六項の企業局長が定める期間（第八項において「単位期間」という。）は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 四週間（四週間では適正に勤務時間の割振り等を行うことができない場合として企業局長の定める場合にあつては、企業局長の定めるところにより、一週間、二週間又は三週間）

二 次のいずれかに該当する職員（以下この項から第八項までにおいて「育児介護等職員」という。）であつて、当該職員として申告をしたもの 一週間、二週間、三週間又は四週間のうち職員が選択する期間

イ 中学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び同法第六条の四第一号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている当該児童を含む。第七条の二第一項から第三項まで、第十三条第一項第二号の表、第十八条の三第一項及び別表第二において同じ。）、中学校に就学している子（特別支援学級に在籍する者に限る）又は特別支援学校に就学している子を養育する職員

ロ 要介護者（第十八条第一項に規定する要介護者をいう。）を介護する職員

ハ イ又はロに掲げる職員のほか、これらの職員の状況に類する状況にある職員として

企業局長が定める職員

7 企業局長は、育児介護等職員として申告をした職員について、育児介護等職員に該当する事由を確認する必要があると認めるときは、当該申告をした職員に対して、証明書類の提出等を求めることができる。

8 育児介護等職員として申告をして勤務時間の割振り等を行われた職員は、育児介護等職員に該当しないこととなつた場合には、遅滞なく、その旨を企業局長に届け出なければならぬ。この場合においては、当該勤務時間の割振り等に係る単位期間の末日までの間、引き続き、その該当しないこととなつた直前の当該単位期間に係る勤務時間の割振り等によることができるものとする。

第五条第一項中「及び第六項」を「から第八項、次条第三項及び第四項」に改める。  
第六条第四項を次のように改める。

4 前項の規定は、職員に第二条第六項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「を週休日」とあるのは、「を勤務時間を割り振らない日」と読み替えるものとする。

第六条第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 所属長は、週休日の振替等（次の各号のいずれかに該当するものをいう。以下同じ。）を行う場合には、週休日の振替等を行つた後において、週休日又は勤務時間を割り振らない日（第二条第六項及び前項において読み替えて準用する第三項の規定による勤務時間を割り振らない日をいう。）が毎四週間につき四日以上となるようにし、かつ、正規の勤務時間が割り振られた日が引き続き二十四日を超えないようにするものとする。

一 週休日の振替（第三項の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。）

二 勤務時間を割り振らない日の振替（前項において読み替えて準用する第三項の規定に基づき勤務日を勤務時間を割り振らない日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。）

三 四時間の勤務時間の割振り変更（第三項の規定に基づき四時間の勤務時間が割り振られている日以外の勤務日の勤務時間のうち四時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。）

第七条の見出し中「休日及び週休日」を「及び休日等」に改め、同条中「及び週休日」を「週休日及び第二条第六項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日」に改

め、同条に次のただし書を加える。

ただし、引き続き二十四日を超えて勤務することを命ずるはならない。

第七条の二第一項中「（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び同法第六条の四第一号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法

第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている当該児童を含む。以下この項から第三項まで、第十三条第一項、第十八条の三第一項及び別表第二において同じ。）を削り、同条第四項中「（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び同法第六条の四第一号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法

第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている当該児童を含む。以下この項から第三項まで、第十三条第一項及び別表第二において同じ。）のある職員（職員の配偶者）を「のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。））」に改める。

第十二条第三項中「週休日等」の下に「（第三条第九項、第六条第一項若しくは第二項に規定する週休日及び第二条第六項及び第六条第四項において読み替えて準用する同条第三項の規定による勤務時間を割り振らない日をいう。以下この条及び第十七条において同じ。）又は休日等（休日及び代休日を含む。以下この条及び第十七条において同じ。）」を加え、同条第六項中「週休日」を「週休日等」に改める。

第十七条中「休日及び代休日（以下この条において「休日等」という。）並びに週休日」を「週休日等及び休日等」に、「週休日」を「週休日等」に改める。

別表第二の二十一の項の欄に次のように加える。

二 児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援を利用する子の当該児童発達支援の利用に係る付添いを行う場合

附則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

大分県企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

大分県企業局長 渡 辺 淳 一

大分県企業局管理規程第三号

大分県企業局会計規程の一部を改正する規程

大分県企業局会計規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第十四号）の一部を次のように改正する。

第四十条第五項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 前項の規定による小切手の振出しは、資金決済書の発行をもつてこれに代えることができる。

6 前項の場合において、企業出納員は、当該支払通知書を出納取扱店に送付しなければならない。

第四十一条第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の規定による小切手の振出しは、資金決済書の発行をもつてこれに代えることができる。

第四十三条第一項中「第四十一条第一項」の下に「又は第四項」を加え、同条第二項中「小切手領収書」の下に「又は口座振替領収書」を加える。

第四十五条の二第二項第三号中「電気、ガス又は水の供給を受ける契約に基づき」及び「以下同じ。」を削り、同項第四号及び第五号を削る。

第四十七条第二項第一号及び第二号を削り、同項第三号を第一号とし、同項第四号中「前各号」を「前号」に、「又は第四十三条に規定する方法によること」を、「第四十三条の規定又は資金前渡の方法によること」に改め、同号を第二号とする。

別表第一の電気事業費用の表中

助成金	
助成金	を
助成金	

調査費	
負担金	

に改める。

別表第四中

第5号様式	小切手振出票
第6号様式	小切手振出済通知書兼送金、口座振替依頼書
第7号様式	小切手領収書

を

第5号様式	小切手振出票
第5号様式の2	資金決済書
第6号様式	小切手振出済通知書兼送金、口座振替依頼書
第6号様式の2	支払通知書兼送金・口座振替依頼書
第7号様式	小切手領収書
第7号様式の2	口座振替領収書

に改める。

第五号様式の次に次の一様式を加える。

第5号様式の2 (第40条、第41条関係)

資金決済書

作成日 第 年 月 日

企業出納員	班 総 括	班 員

次のとおり支払、送金及び口座振替払の通知をしてよいか伺います。

支払日 年 月 日

会 計 名	支払方法	金額(円)	備 考
事業会計			
	合 計		

第六号様式の次に次の一様式を加える。

第6号様式の2（第40条、第41条、第43条関係）

第七号様式の次に次の一様式を加える。

支払通知書兼送金・口座振替依頼書

大分県企業局出納取扱金融機関

殿

第 年 月 日

大分県企業局  
企業出納員

次のとおり支払いを通知します。なお、送金及び口座振替支払分については、送金及び口座振り込みをしてください。明細は別紙のとおりです。

会 計 名	支払方法	金額 (円)	備 考
事業会計			
	合 計		

第7号様式の2 (第43条関係)

口座振替領収書

大分県企業局 企業出納員 殿

第 年 月 日 号

大分県企業局出納取扱金融機関

口座振替の資金として次の資金を領収しました。

会計名	区分	領収金額(円)	備考
事業会計			
	合計		

附則

この規程は、公布の日から施行する。

大分県企業局に勤務する職員等の旅費に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

大分県企業局長 渡 辺 淳 一

大分県企業局管理規程第四号

大分県企業局に勤務する職員等の旅費に関する規程の一部を改正する規程

大分県企業局に勤務する職員等の旅費に関する規程（昭和四十六年大分県企業局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「職員等の旅費に関する条例の施行規則」を「職員等の旅費に関する条例施行規則」に改める。

第三条を次のように改める。

（近距離の転居に係る転居費等の制限）

**第三条** 同一市町村内における在勤公署の変更に伴う旅行については、大分県企業局公舎等貸付規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第十一号）第二条第一号に規定する公舎等又は大分県企業局職員住宅管理規程（平成二十年大分県企業局管理規程第四号）第二条に規定する職員住宅への入居又は退去（入居者がそれらの規程に違反したことを理由とするものを除く。）を命ぜられて赴任する場合を除くほか、条例第二十二条に規定する転居費、条例第二十三条に規定する着後滞在費及び条例第二十四条に規定する家族等移転費は支給しない。

第四条を削り、第五条を第四条とする。

第六条を削り、第七条を第五条とする。

附則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

大分県企業局電子署名規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

大分県企業局長 渡 辺 淳 一

大分県企業局管理規程第五号

大分県企業局電子署名規程

大分県企業局電子署名規程（平成十八年大分県企業局管理規程第七号）の全部を改正する。

大分県企業局における電子署名の実施については、大分県電子署名規程（令和七年大分県訓令甲第二十二号）の例による。この場合において、同規程の規定中「知事」とあるのは「企業局長」と、「地方機関の長」とあるのは「事業所長」と、「県政情報課長」とあるのは「総務課長」と、「各地方機関の長」とあるのは「センター長」とする。

**附則**

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

大分県企業局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

大分県企業局長 渡 辺 淳 一

**大分県企業局管理規程第六号**

**大分県企業局文書管理規程の一部を改正する規程**

大分県企業局文書管理規程（平成二十一年大分県企業局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十条の三」を「第七十条」に改める。

第二条第六号中「大分県企業局電子署名規程（平成十八年大分県企業局管理規程第七号）  
第二条第六号」を「大分県企業局電子署名規程（令和八年大分県企業局管理規程第五号）  
においてその例によることとされる大分県電子署名規程（令和八年大分県訓令甲第二十二号）  
第二条第五号」に改める。

第六十六条の見出し中「校合」の下に「並びに審査」を加え、同条中「第五十七条」の下  
に「及び第五十八条」を、「校合」の下に「並びに審査」を加える。

第六十七条本文中「総合行政ネットワーク」の下に「電子署名システム（大分県企業局  
電子署名規程においてその例によることとされる大分県電子署名規程第四条第二項に規定す  
る電子署名システムをいう。）」を加え、「第七十条の二に規定する電子申請システムを  
いう。以下この条において同じ」を「電子情報処理組織を使用して県の機関に係る申請、届  
出その他の手続等を行うためのシステムをいう」に、「第七十条の三」を「第七十条」に、  
「電子掲示板をいう。以下この条において同じ」を「電子掲示板をいう」に改め、同条た  
だし書を削り、同条に次の二項を加える。

2 施行する電子文書には、大分県企業局電子署名規程においてその例によることとされる  
大分県電子署名規程に定めるところにより、電子署名を付さなければならない。ただし、

許可、認可等の処分に関する文書その他特に重要な文書以外の文書については、電子署名  
の付与を省略することができる。

3 文書管理システム以外の方法で電子文書を施行したときは、文書管理システムに施行年  
月日を登録しなければならない。  
第六十九条第二項を削る。  
第七十条及び第七十条の二を削る。  
第七十条の三第二項を削り、同条を第七十条とする。

**附則**

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

大分県企業局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程を次のように  
定める。

令和八年三月三十一日

大分県企業局長 渡 辺 淳 一

**大分県企業局管理規程第七号**

**大分県企業局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程**

大分県企業局会計年度任用職員の給与等に関する規程（令和二年大分県企業局管理規程第  
二号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項及び第六条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に  
改める。  
第六条の二第一項中「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に改める。

**附則**

この規程は、令和八年四月一日から施行する。